

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

所沢市から所沢都市計画所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業の決定に係る
図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条
第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦
覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司